



平成 24 年 8 月 30 日

各 位

会社名 日本アビオニクス株式会社
 代表者名 代表取締役執行役員社長 秋津 勝彦
 (コード番号 6946 東証第二部)
 問合せ先 執行役員経営企画本部長 露木 満
 (03-5436-0600)

第三者割当による優先株式の発行、定款一部変更及び臨時株主総会等の付議議案の追加に関するお知らせ

当社は、平成24年8月30日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、日本電気株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して第三者割当により総額15億円の第2種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）平成24年7月27日付「臨時株主総会及び種類株主総会招集並びに臨時株主総会及び各種類株主総会のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせした平成24年9月26日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）普通株式に係る種類株主総会及び第1種優先株式に係る種類株主総会に本優先株式の発行等に伴う定款の一部変更に係る議案を付議すること、並びに本臨時株主総会に本優先株式の発行に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本優先株式の発行は、本臨時株主総会における本優先株式の発行に係る議案の承認並びに本臨時株主総会、普通株式に係る種類株主総会及び第1種優先株式に係る種類株主総会における上記の定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。

記

・ 本優先株式の発行について

1. 本優先株式の概要

(1) 払込期日	平成24年9月27日
(2) 発行新株式数	1,500,000株
(3) 発行価額	1株につき金1,000円
(4) 資金調達の額	1,500,000,000円
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。
(6) 割当予定先	日本電気株式会社 1,500,000株
(7) その他	本第三者割当増資は、本臨時株主総会における本優先株式の発行に係る議案の承認並びに本臨時株主総会、普通株式に係る種類株主総会及び第1種優先株式に係る種類株主総会における本優先株式の発行等に伴う定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件としております。

2. 本優先株式の発行の目的及び理由

(1) 本優先株式の発行経緯・目的

当社グループは、平成20年秋のリーマンショックを境に企業収益の減少に伴う設備投資の抑制、市場の縮小等により大きく売上が減少いたしました。そのような状況に対し中期経営計画を策定の上、売上高の回復を目指し、新市場創造のための新製品の開発や顧客の開拓を行ってまいりましたが、競争の激化に伴う売価の下落や急激な円高による価格競争力の低下、東日本大震災の発生による設備投資抑制、需要減少等により売上高の回復には至りませんでした。また、この間固定費等の削減にも努めましたが、売上高の減少に追いつかず平成24年3月期においては1,886百万円の連結当期純損失となり、連結利益

剰余金がマイナス1,707百万円となるなど財務基盤が悪化しております。

足下の経済状況等を勘案すると、直ちに売上高の大きな伸長は期待できないと考えており、売上高が増加しなくとも利益が出る体質になることが喫緊の経営課題と認識しております。このような状況を踏まえ、当社グループは、平成24年4月27日に、(a) 民需製品の選択と集中、(b) 組織構造のスリム化、(c) 早期退職募集の実施等を含む抜本的な対策、すなわち事業構造改革に係る経営再建計画（以下「本経営再建計画」といいます。）の実施を決定いたしました（詳細につきましては、平成24年4月27日に公表いたしました平成24年3月期決算短信をご参照ください。）。上記(a) 民需製品の選択と集中に関しては、不採算又は将来の成長性が期待できない映像機器等を縮小し、収益力のある事業へ経営資源の集中を進めております。また、(b) 組織構造のスリム化に関しては、子会社を含めたスリムな組織の構築の一環として、当社は、平成24年7月27日開催の取締役会において、同年10月1日を効力発生日として、当社経営資源の活用による製品開発力の強化、両社で重複する部門の集約による費用の低減、組織のスリム化に伴う意思決定の迅速化等により価格競争力の強化、経営効率の向上をはかることを目的として、当社連結子会社であるNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました（詳細につきましては、同年7月27日に公表いたしました「連結子会社との吸収合併に関するお知らせ」をご参照ください。）。また、(c) 早期退職募集に関しては、特別転進支援施策として募集人員を200名程度、退職日を同年9月28日（予定）とする施策を実施した結果、188名の応募があり、特別転進支援加算金等11億73百万円を特別損失として計上する予定であります（詳細につきましては、本日付で別途公表する「特別転進支援施策の結果に関するお知らせ」をご参照ください。）。

本経営再建計画の実施に伴い、当社グループでは、平成25年3月期第2四半期連結累計期間に、事業構造改革費用として約18億円の特別損失が発生する見込みであり、当社グループの純資産はさらに毀損されるものと予想されることから、自己資本の増強による財務基盤の安定化が不可欠であると判断いたしました。自己資本の増強に関しましては、様々な手法を検討いたしましたが、このような状況下での市場からの資金調達には極めて困難であり、当社親会社である日本電気株式会社を割当予定先とする資本増強しか方法はなく、かつ、今回の資本増強に必要な資金調達を迅速かつ確実に実現するためには、当社の事業に対し深い理解を有する割当予定先こそが、第三者割当による資金調達先として最善であるものと判断しております。また、資本増強のための資金調達を普通株式の発行により行うとした場合、割当予定先の持株比率が上昇し、直ちに希薄化が生じるものであるため、既存株主の皆様への影響が非常に大きいことから、普通株式による資金調達の実施は適切でないとは判断し、割当予定先に対して第三者割当の方法にて本優先株式を発行することを決定いたしました。

(2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、本経営再建計画の推進と財務体質の安定化を図る一方で、既存株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な資金調達の選択肢を検討してまいりましたが、平成24年3月期決算における当社の財務状況に鑑みると、金融機関等からの借入れによる負債性の資金調達を実施するよりも、資本金のある資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。また、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績等を勘案すると、市場からの資金調達は極めて困難であり、また、当社普通株式による資金調達の実施は、普通株式の大幅な希薄化が直ちに生ずることともなり、株主価値を損ないかねないことから適切でないとは判断いたしました。当社としては、普通株式の急激な希薄化を抑制しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには、当社の親会社であり、事業目的及び経営方針に深い理解を有する割当予定先に対して、以下の特徴を有する本優先株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

優先配当金

本優先株式1株に対して支払われる配当金（以下「本優先株式配当金」といいます。）の額は、日本円TIBOR（6ヶ月物）に1.25%を加算した数値に、本優先株式の1株当たり払込金額を乗じた金額に設定されており、非累積・非参加型のものであります。

金銭対価の取得条項

当社は、平成27年4月1日以降、法令の定めに従い、本優先株式1株につき1,000円に本優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含みます。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入します。）を加算した額の金銭（ただし、当該事業年度において、本優先株式1株につき本優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭（以下「本優先株式中間配当金」といいます。）を支払ったときは、その額を控除した額とします。）を交付することにより、本優先株式の全部又は一部を取得することができます。当社は、当該取得条項に基づいて本優先株式を強制償還することにより、普通株式の希薄化を回避することができる設計となっております。

金銭対価の取得請求権

本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」といいます。）は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とします。）を行った上で、直後に到来する8月31日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。以下「取得請求日」といいます。）において、当社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)当社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当社の普通株式、第1種優先株式及び本優先株式に対してすでに支払われたか、当社が支払う決定を行った配当金の合計額並びに(ii)当社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当社が第1種優先株式に付された取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額及び取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の本優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として本優先株式の全部又は一部を取得請求することができます。当社は、取得請求日に、本優先株式を取得すると引き換えに本優先株式1株につき1,000円に本優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数（初日及び取得日を含みます。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入します。）を加算した額の金銭を交付します。

普通株式対価の取得請求権

本優先株主は、平成29年10月1日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引き換えに本優先株式の取得を請求（以下「転換請求」といいます。）することができます。この場合、当社は、本優先株主に対して、転換請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額を転換価額で除した数の当社の普通株式を交付します（発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行いません。）。この場合の転換価額は、当初は、平成29年10月1日における普通株式の時価（平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入するものとします。）とし、当該時価が69円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とします。かかる転換価額は、平成30年10月1日以降毎年10月1日における普通株式の時価に修正するものとしますが、当該時価が上記の下限転換価額を下回る場合には、修正後転換価額はかかる下限転換価額とします。

普通株式対価の取得請求権は、発行日から約5年後の日までは行使することができず、発行日において直ちに普通株式の希薄化が生じるものではないこと、当初転換価額及び修正後転換価額に下限を設定していることにより、普通株式の急激な希薄化が生じることを一定程度防止することが可能となっております。

以上から、本優先株式の発行により生じ得る普通株式の希薄化により既存株主の皆様が生じる影響にも十分な配慮がなされているものと考えております。

議決権及び譲渡制限

本優先株式には議決権が付与されておりません。また、本優先株式の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

本優先株式の詳細につきましては、別紙 1「日本アビオニクス株式会社 第 2 種優先株式発行要項」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	1,500,000,000 円
発行諸費用の概算額	20,250,000 円
差引手取概算額	1,479,750,000 円

発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、フィナンシャル及びリーガル・アドバイザー・フィーです。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本経営再建計画における早期退職募集の実施に伴い必要とされる資金は、退職一時金 11 億 53 百万円及び特別転進支援加算金等 11 億 73 百万円の総額 23 億 26 百万円の予定であります。そのうち 14 億 79 百万円は本優先株式の発行により調達し、残額は連結子会社の固定資産の譲渡により調達します。支出予定時期は、退職一時金及び特別転進支援加算金等は平成 24 年 9 月頃を予定しております。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループは、事業規模に見合った事業体制と収益及び費用構造を再構築し、安定した経営基盤を確立するため、民需製品の選択と集中、組織構造のスリム化、早期退職者の募集を骨子とする本経営再建計画を実行することといたしました。

本優先株式の発行により調達する資金を、これらの本経営再建計画に要する資金に充当した上で本経営再建計画を遂行することは、当社グループの収益力の向上に結びつくとともに、経営環境の変化に対し柔軟に対応できる安定的な経営基盤を確立することに資するものであります。また、これらの資金を本優先株式の発行により調達することは、資本の増強と財務基盤の安定化に必要不可欠であり、上記資金使途には十分な合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、株価及び株価変動率、本優先株式の配当条件、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項等の本優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、一般的な価値算定モデルである三項モデルにより算定した算定結果も参考に、割当予定先との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、1 株当たりの払込金額を 1,000 円と決定いたしました。当社は、本第三者割当増資によって自己資本を増強し財務体質の安定化を実現できること、上記「2. 本優先株式の発行の目的及び理由」に記載した当社の置かれた様々な環境・諸事情及び現在の我が国の金融・経済状況等を勘案し、本優先株式の払込金額は公正な水準であるものと判断しております。

なお、当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社が作成した本経営再建計画に係る施策を前提に、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券株式会社（以下「第三者算定機関」といいます。）に本優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、本優先株式の株式価値算定書を取得いたしました。

当社としては、当該株式価値算定書の結果等を踏まえて、本優先株式の払込金額は合理的かつ公正であると考えておりますが、客観的な市場価格のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様のご意思も確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、平成 24 年 9 月 26 日開催

予定の本臨時株主総会において、会社法第 199 条に基づく特別決議によるご承認をいただく予定です。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を 1,500,000 株発行することにより、総額 1,500,000,000 円を調達いたしますが、前述の資金用途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、前述のとおり、本優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、普通株式への転換が可能となるスキームを採用しており、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本優先株式の全部について、下限転換価額 69 円により取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数 21,739 個の普通株式に転換されることになり、平成 24 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 28,173 個に対する割合は 77.16%となります。

しかし、本第三者割当増資によって、自己資本を強化し、財務基盤の強化を図ることにより、経営基盤を安定させ、本経営再建計画を着実に遂行することが可能となること、本優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により平成 27 年 4 月 1 日以降いつでも強制償還することが可能な設計としており、これにより普通株式の希薄化が生じることを回避することができること、普通株式を対価とした取得請求権についても、発行日から約 5 年後の日までは行使することができず、発行日において直ちに普通株式の希薄化が生じるものではないこと、当初転換価額及び修正後転換価額に下限を設定していること等からしますと、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響は限定的となっております。このことに照らせば、本優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	日本電気株式会社	
(2) 所在地	東京都港区芝五丁目7番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役執行役員社長 遠藤 信博	
(4) 事業内容	コンピュータ、通信機器、ソフトウェア等の製造及び販売並びに関連サービスの提供を含む IT・ネットワークソリューション事業	
(5) 資本金	397,199,212,050 円	
(6) 設立年月日	明治 32 年 7 月 17 日	
(7) 発行済株式数	2,604,732,635 株	
(8) 決算期	3 月 31 日	
(9) 従業員数 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	(連結) 109,102 名	
(10) 主要取引先	NTT グループ、官公庁	
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社	
(12) 大株主及び持株比率 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.47%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.67%
	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	3.01%
	NEC 従業員持株会	2.02%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1.95%

	日本生命保険相互会社	1.61%		
	住友生命保険相互会社	1.57%		
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	1.30%		
	THE BANK OF NEW YORK EUROPE LIMITED 131705 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 行決済営業部)	1.06%		
	TAM TWO (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	0.90%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	割当予定先は当社の普通株式を 14,151,000 株、第1種優先株式を 800,000 株保有しております。		
	人的関係 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	割当予定先出身者が、当社の取締役役に 3 名、当社の監査役に 3 名それぞれ就任しております。このうち当社の取締役 1 名及び当社の監査役 2 名は、それぞれ割当予定先の役員又は従業員を兼務しております。 また、割当予定先の従業員が当社に 4 名、当社の従業員が割当予定先に 15 名出向しております。		
	取引関係	割当予定先は当社の情報システム製品等を購入しており、また、当社は使用する部品の一部を割当予定先から購入しております。		
	関連当事者への 該当状況	割当予定先は当社の親会社であり、関連当事者に該当いたしません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)			
	決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
	連結純資産	931,912	875,441	777,614
	連結総資産	2,937,644	2,628,931	2,557,570
	1 株当たり連結純資産(円)	304.36	291.35	252.83
	連結売上高	3,583,148	3,115,424	3,036,836
	連結営業利益	50,905	57,820	73,742
	連結経常利益	49,429	41	42,050
	連結当期純利益	11,428	12,518	110,267
	1 株当たり連結当期純利益(円)	5.04	4.82	42.44
	1 株当たり配当金(円)	4.00	0.00	0.00

なお、割当予定先である日本電気株式会社は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が、東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を確認することにより、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社又は割当予定先の主要株主は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 本優先株式の発行の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、原則として、本優先株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、本優先株式は原則として払込期日から約5年経過するまでの間は普通株式に転換されず、また、譲渡をする場合には、当社取締役会の承認を要するものとの譲渡制限条項を定めております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当予定先が関東財務局に平成24年6月22日に提出した有価証券報告書及び平成24年8月2日に提出した四半期報告書に記載の売上高、総資産、純資産、現預金等の規模を確認する等し、払込期日までに本優先株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本優先株式に係る普通株式対価の取得請求権の当初の転換価額は、平成29年10月1日における当社の普通株式の時価と定められており、現時点において、本優先株式に係る普通株式対価の取得請求権が行使された場合に交付される普通株式数を合理的に見積もることは困難なことから、本優先株式による潜在株式数につきましては、本優先株式募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては、計算に含めておりません。

募集前(平成24年3月31日現在)	募集後
日本電気株式会社 50.00%	同左
日本アビオニクス従業員持株会 2.20%	
株式会社三井住友銀行 1.56%	
住友信託銀行株式会社 0.88%	
伊藤 豊 0.78%	
住友生命保険相互会社 0.77%	
松島 敏雄 0.74%	
三井住友海上火災保険株式会社 0.57%	
吉川 勝敏 0.45%	
柴 宏 0.42%	

住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で名称を三井住友信託銀行株式会社に変更しました。

(2) 第1種優先株式

募集前(平成24年3月31日現在)	募集後
日本電気株式会社 100.00%	日本電気株式会社 100.00%

(3) 本優先株式

募集前(平成24年3月31日現在)	募集後
該当無し	日本電気株式会社 100.00%

8. 今後の見通し

本優先株式の発行により、平成25年3月期連結及び単体の財務体質の安定化を図ります。

なお、今後の見通しについては、平成24年4月27日付当社発表の「平成24年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて記載しております平成25年3月期の連結業績予想をご覧ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

10. 支配株主との取引等に関する事項

本第三者割当増資は支配株主との取引等に該当します。

当社は平成24年7月10日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において「親会社との取引については、他の取引先との取引における契約条件や市場価格を参考に合理的に決定しております。また、取引の実施にあたっては、ほかの取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。」と記載しております。「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本第三者割当増資の適合状況は、以下のとおりです。

当社は、割当予定先との間において、その自由な事業活動を阻害されるような状況になく、独立性が確保されていると認識しております。また、割当予定先との取引については、他の取引先との取引と同様の基準に基づき適正に意思決定を行っており、経営の独立性を確保しております。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関しまして、「5. 発行条件等の合理性」(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」にて前述のとおり、当社は、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関に本優先株式の株式価値の算定を依頼し、同機関より取得した本優先株式の株式価値算定書の結果等を踏まえて、本優先株式の払込金額を決定しており、本第三者割当増資の取引条件は合理的かつ公正であると考えております。加えて、本第三者割当増資については、本取締役会において、独立役員である社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛同を得て決議しており、また、出席監査役清水敏夫及び鈴木智雄の両氏が本第三者割当増資について異議がない旨の意見を表明しております。なお、当社の取締役である西村知典氏は、割当予定先の執行役員常務を兼任しているため、利益相反となり得る立場にあることに鑑みて、本第三者割当増資に係る審議及び決議には参加しておりません。加えて、当社の監査役である山本徳男及び古川久生の両氏は、それぞれ、割当予定先の経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長及び航空宇宙・防衛事業本部宇宙・防衛事業推進本部長を兼任しているため、利益相反となり得る立場にあることに鑑みて、本第三者割当増資に係る審議には参加しておりません。したがって、本第三者割当増資の実施は、上記「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと考えております。

なお、本第三者割当増資は、上場会社が支配株主との間で重要な取引等を行うことについての決定をする場合に該当しますので、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2に基づき、当社の支配株主である割当予定先と利害関係を有しない弁護士法人大江橋法律事務所より平成24年8月28日に、当社が本第三者割当増資を行うことについての決定は、本第三者割当増資の目的が当社の企業価値向上を目指すものであって正当であると認められること、本優先株式の内容は当社少数株主の利益に配慮したものであり、かつ、本優先株式の発行価額は当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関の算定結果に照らし不当と認められる事情はなく、本第三者割当増資の取引条件は公正な内容であると認められること、及び本第三者割当増資の手続に関しては、本第三者割当増資に関する当社と割当予定先との間の協議・交渉過程において特段不合理な点は認められず、当社における意思決定過程についても利益相反となり得る立場にある者を審議及び決議に参加させず利益相反を回避するための措置が取られており、当社において既に履践され、又は今後履践される予定の本第三者割当増資に係る一連の手続は適正なものと認められることから、本第三者割当増資は当社少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を取得しております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円。特記しているものを除く。)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結売上高	26,556	29,127	27,565
連結営業利益	302	242	380
連結経常利益	215	139	531
連結当期純利益	157	183	1,886
1株当たり連結当期純利益(円)	5.59	6.50	66.78
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00
1株当たり連結純資産(円)	230.24	223.75	162.73

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成24年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 28,300,000株 第1種優先株式 800,000株	100% -
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数		
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数		
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数		

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	136円	159円	145円
高値	254円	198円	148円
安値	118円	110円	93円
終値	159円	148円	118円

最近6か月間の状況

	平成24年 2月	平成24年 3月	平成24年 4月	平成24年 5月	平成24年 6月	平成24年 7月
始値	125円	126円	119円	112円	97円	100円
高値	133円	138円	129円	112円	101円	100円
安値	108円	112円	110円	85円	88円	85円
終値	128円	118円	115円	92円	100円	88円

発行決議日前営業日における株価

	平成24年8月29日
始値	
高値	
安値	
終値	

基準価格は80円です。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

12. 本優先株式の発行日程

平成24年8月30日(木)	本優先株式発行、本優先株式の発行に係る議案に関する本臨時株主総会付議に係る取締役会決議
平成24年9月26日(水)	本臨時株主総会決議(予定)
平成24年9月27日(木)	払込期日(予定)

13. 発行要項

別紙1. 日本アビオニクス株式会社 第2種優先株式発行要項をご参照ください。

． 定款の一部変更について

1． 定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設するものです。また、会社法第322条第1項各号に掲げる行為に関して、当社による機動的な意思決定を行えるようにするために、第1種優先株式に係る種類株主総会における議決権に関し、当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の規定を新設するものです。また、第1種優先株式に係る金銭対価の取得請求権に関し、既に普通株式への転換請求権が行使可能となっており同権利の行使による希薄化が生じる虞があるところ、金銭を対価とする取得請求権を優先的に行使することを可能とし、希薄化が生じることを避けるため、当該取得請求権を行使するための条件を一部変更するものです。

なお、この定款変更については、本臨時株主総会において、本優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件とします。

2． 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2．定款変更案のとおりです。

3． 定款変更の日程

平成24年8月30日(木)	定款の一部変更議案に関する本臨時株主総会、普通株式に係る種類株主総会及び第1種優先株式に係る種類株主総会付議に係る取締役会決議
平成24年9月26日(水)	本臨時株主総会決議(予定) 普通株式に係る種類株主総会決議(予定) 第1種優先株式に係る種類株主総会決議(予定) 定款変更の効力発生日(予定)

・臨時株主総会、普通株式に係る種類株主総会及び第1種優先株式に係る種類株主総会の付議議案の追加について

当社は、平成24年7月27日付「臨時株主総会及び種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせした臨時株主総会、普通株式に係る種類株主総会及び第1種優先株式に係る種類株主総会について、本日開催の取締役会において、以下のとおり、付議議案の追加を決議いたしました。

臨時株主総会の目的事項

決議事項

第1号議案 当社とNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社との吸収合併契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件（追加）

第3号議案 第三者割当による第2種優先株式発行の件（追加）

普通株式に係る種類株主総会の目的事項

決議事項

第1号議案 当社とNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社との吸収合併契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件（追加）

第1種優先株式に係る種類株主総会の目的事項

決議事項

第1号議案 当社とNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社との吸収合併契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件（追加）

追加議案につきましては、別紙1．日本アビオニクス株式会社 第2種優先株式発行要項及び別紙2．定款変更案をご参照ください。

以 上

日本アビオニクス株式会社 第 2 種優先株式発行要項

1. 株式の種類： 日本アビオニクス株式会社第 2 種優先株式
(以下「第 2 種優先株式」という。)
2. 募集する株式の数： 1,500,000 株
3. 払込金額： 1 株につき 1,000 円
4. 払込金額の総額： 1,500,000,000 円
5. 増加する資本金及び資本準備金の額：
増加する資本金の額は 1 株につき 500 円とし、
増加する資本準備金の額は 1 株につき 500 円とする。
6. 増加する資本金及び資本準備金の総額：
増加する資本金の総額は 750,000,000 円とし、
増加する資本準備金の総額は 750,000,000 円とする。
7. 申込期日： 平成 24 年 9 月 27 日
8. 払込期日： 平成 24 年 9 月 27 日
9. 募集方法： 第三者割当の方法により、日本電気株式会社に全株式を割り当てる。
10. 第 2 種優先株式の内容：
株主総会における議決権
後記 (ア) に定める第 2 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

種類株主総会における議決権
当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第 2 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

配当金

(ア) 第 2 種優先株式配当金

当社は、定款第 33 条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第 2 種優先株式を有する株主(以下「第 2 種優先株主」という。)又は第 2 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 2 種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された当会社普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)

又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2種優先株式1株につき以下の定めに従い算出される剰余金（以下「第2種優先株式配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、定款第32条において定める当該事業年度において下記に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。

(イ) 第2種優先株式配当金の額

第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

$$\text{第2種優先株式配当金} = 1,000 \text{円} \times (\text{日本円 TIBOR} + 1.25\%)$$

「日本円 TIBOR」とは、平成24年10月1日（配当起算日）及びそれ以降の毎年10月1日（以下「第2種優先株式配当算出基準日」という。）現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オファード・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該算式においては、次回の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円 TIBOR が公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））を日本円 TIBOR に代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である平成24年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。

(ウ) 第2種優先株式中間配当金

当社は、定款第33条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1又は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭（以下「第2種優先株式中間配当金」という。）を支払う。

(エ) 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先株式配当金の一部又は全部が支払われない時は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(オ) 非参加条項

第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てには行わない。又、当社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

取得請求権

第2種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に当会社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、直後に到来する8月31日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）において、当会社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当会社の普通株式、第1種優先株式及び第2種優先株式に対してすでに支払われたか、当会社が支払う決定を行った配当金の合計額並びに(ii)当会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、当会社が第1種優先株式に付された取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額及び下記「及び」において定める取得条項による取得又は任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部又は一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。当会社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。

取得条項

当会社は、平成27年4月1日以降、法令の定めに従い、第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。当会社は、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

消却

当会社は、法令の定めに従い、第2種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利

第2種優先株主は、平成29年10月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、当会社に対して、普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(ア) 当初転換価額

当初転換価額は、平成29年10月1日における普通株式の時価とする。当該時価が69円（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、下記（ウ）に規定の転換価額の調整の要因が平成29年10月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について下記（ウ）の規定に準じて同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(イ) 転換価額の修正

転換価額は、平成30年10月1日以降毎年10月1日（以下「転換価額修正日」という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が下限転換価額を下回る場合には修

正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、下記(ウ)により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。

(ウ) 転換価額の調整

- a. 第 2 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整するものとする。調整後転換価額は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & & \text{新規発行} & & \text{1 株当たり} \\ & & \text{株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & \hline \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \text{1 株当たり時価} \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & & & \hline & & & & \text{既発行株式数 + 新規発行株式数} & & \end{array}$$

- (i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、払込みの翌日以降、又は募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の分割(無償割当てを含む。)により普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって権利行使により当会社の普通株式が発行される新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合
調整後転換価額は、かかる証券の発行日に、又は募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、すべての新株予約権が当初の発行価額で行使されたものとみなし、発行日以降これを適用する。
- b. 上記(i)、(ii)及び(iii)に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合又は会社の分割等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 転換価額調整式で使用する 1 株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。
- d. 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

- e. 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の既発行株式数とする。
- f. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を引いた額を使用する。

(工) 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第 2 種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係る第 2 種優先株式の数に第 2 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって 1 株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

第 2 種優先株式の譲渡制限

譲渡による第 2 種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

優先順位

第 2 種優先株式配当金、第 2 種優先株式中間配当金及び残余財産の支払順位は、第 1 種優先株式を有する株主に対する優先株式配当金、優先株式中間配当金及び残余財産の支払に劣後する順位とする。

以上

定款変更案

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、8,000万株とし、<u>このうち7,600万株は普通株式、400万株は第2章の2に定める株式(以下第1種優先株式という。)</u>とする。</p> <p>第7条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先株式配当金)</p> <p>第11条の2 (省略)</p> <p>(優先株式中間配当金)</p> <p>第11条の3 (省略)</p> <p>第11条の4～第11条の5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第11条の<u>6</u> (省略)</p> <p>(取得請求権)</p> <p>第11条の<u>7</u> 第1種優先株主は、平成18年4月1日以降、<u>本会社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高が20億円を超えている場合、毎年7月1日から7月31日までの間(以下取得請求可能期間という。)</u>において、繰越利益剰余金の当期末残高の50%から、本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、本会社が取得条項によ</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、8,000万株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は7,600万株、第2章の2に定める株式(以下第1種優先株式という。)</u>の発行可能種類株式総数は400万株、<u>第2章の3に定める株式(以下第2種優先株式という。)</u>の発行可能種類株式総数は150万株とする。</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 第1種優先株式</p> <p>(第1種優先株式配当金)</p> <p>第11条の2 (現行どおり)</p> <p>(第1種優先株式中間配当金)</p> <p>第11条の3 (現行どおり)</p> <p>第11条の4～第11条の5 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会における議決権)</u></p> <p>第11条の6 本会社が、<u>会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第11条の<u>7</u> (現行どおり)</p> <p>(取得請求権)</p> <p>第11条の<u>8</u> 第1種優先株主は、平成18年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間(以下取得請求可能期間という。)において、繰越利益剰余金の当期末残高から、本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、本会社が第11条の9に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>る取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部または一部を取得請求することができる。ただし、前記限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。本会社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。</p> <p>（取得条項） 第11条の8 （省略）</p> <p>（消 却） 第11条の9 （省略）</p> <p>（普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利） 第11条の10 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める転換価額等の条件で、本会社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求（以下転換請求という。）することができる。</p> <p>2） 転換請求により交付する普通株式数の算出にあたって1株に満たない端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。</p> <p>（優先配当金の除斥期間） 第11条の11 （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>または一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。本会社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭を交付するものとする。</p> <p>（取得条項） 第11条の9 （現行どおり）</p> <p>（消 却） 第11条の10 （現行どおり）</p> <p>（普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利） 第11条の11 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める転換価額等の条件で、本会社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求（以下第1種転換請求という。）することができる。</p> <p>2） 第1種転換請求により交付する普通株式数の算出にあたって1株に満たない端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。</p> <p>（第1種優先株式配当金の除斥期間） 第11条の12 （現行どおり）</p> <p>第2章の3 第2種優先株式</p> <p>（第2種優先株式配当金） 第11条の13 本会社は、第33条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主（以下第2種優先株主という。）または第2種優先株式の登録株式質権者（以下第2種優先登録株式質権者という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された普通株主または</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき次項の定めに従い算出される剰余金（以下第2種優先株式配当金という。）を金銭により配当する。ただし、第32条において定める当該事業年度において次条に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。</u></p> <p><u>2）第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。</u></p> <p><u>第2種優先株式配当金=</u> $1,000円 \times (\text{日本円TIBOR} + 1.25\%)$</p> <p><u>「日本円TIBOR」とは、平成24年10月1日（配当起算日）およびそれ以降の毎年10月1日（以下第2種優先株式配当算出基準日という。）現在における日本円のトーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（6ヶ月物）として全国銀行協会によって公表される数値とし、当該計算式においては、次回の第2種優先株式配当算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第2種優先株式の発行日である平成24年9月27日から同年9月30日までは、配当金は支払われないものとする。</u></p> <p><u>（第2種優先株式中間配当金）</u> 第11条の14 本会社は、第33条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭（以下第2種優先株式中間配</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>当金という。)を支払う。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第11条の15 本会社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u> <u>第11条の16 第2種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(種類株主総会における議決権)</u> <u>第11条の17 本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u> <u>第11条の18 本会社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。また、本会社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>
(新設)	<p><u>(取得請求権)</u> <u>第11条の19 第2種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に本会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、直後に到来する8月31日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下取得請求日という。)において、本会社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、本会社の普通株式、第1種優先株式および第2種優先株式に対してすでに支払われたか、本会社が支払う決定を行った配当金の合計額ならびに(ii)本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、本会社が第11条の9に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額および第11条の20に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部または一部</u></p>

現 行 定 款

変 更 案

の規定に準じて同様の調整を行うものとする。

本号における「時価」とは、平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

転換価額の修正

転換価額は、平成30年10月1日以降毎年10月1日（以下転換価額修正日という。）における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、次号により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

本号における「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

転換価額の調整

(ア) 第2種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下転換価額調整式という。）により調整するものとする。調整後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \text{既発行} \\
 \text{転換価} & = & \text{株式数} \\
 \text{額} & & \text{株式数} \\
 & & \text{新規発行} \\
 & & \text{株式数} \\
 & & \times \\
 & & \text{1株当たり} \\
 & & \text{払込金額} \\
 & & \text{1株当たり時価} \\
 & & \text{既発行株式数 + 新規発行株式数}
 \end{array}$$

(i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(ii)株式の分割（無償割当てを含む。）により普通株式を発行する場合</u> <u>調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>()転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって権利行使により本会社の普通株式が発行される新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合</u> <u>調整後転換価額は、かかる証券の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、すべての新株予約権が当初の発行価額で行使されたものとみなし、発行日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(イ) 本号（ア）(i)、(ii)および(iii)に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合または会社の分割等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。</u></p> <p><u>(ウ) 転換価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(エ) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。</u></p> <p><u>(オ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における本会社の既発行株式数とする。</u></p> <p><u>(カ) 転換価額調整式により算出された調</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を引いた額を使用する。</u></p> <p><u>取得と引き換えに交付すべき普通株式数</u> <u>第2種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。</u></p> $\frac{\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} \times \text{第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額}}{\text{転換価額}}$ <p><u>発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p> <p><u>(第2種優先株式の譲渡制限)</u> <u>第11条の23 譲渡による第2種優先株式の取得については、本会社の取締役会の承認を要する。</u></p> <p><u>(第2種優先株式の優先順位)</u> <u>第11条の24 第2種優先株式配当金、第2種優先株式中間配当金および残余財産の支払順位は、第1種優先株式を有する株主に対する優先株式配当金、優先株式中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。</u></p> <p><u>(第2種優先株式配当金の除斥期間)</u> <u>第11条の25 第34条の規定は、第2種優先株式配当金および第2種優先株式中間配当金についてこれを準用する。</u></p>

現 行 定 款	变 更 案
(新設)	